

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月6日
【事業年度】	第35期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社EMCOMホールディングス （旧会社名 株式会社ジャレコ・ホールディング）
【英訳名】	EMCOM HOLDINGS LTD.（旧英訳名 JALECO HOLDING LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽田 寛
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番26号
【電話番号】	03(5412)6100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長兼人事部長 三井 規彰
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番26号
【電話番号】	03(5412)6100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長兼人事部長 三井 規彰
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

（注）平成21年3月27日開催の第35回定時株主総会決議により、平成21年4月1日付にて会社名及び英訳名が上記のとおり変更になりました。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年3月30日付で提出した平成20年度（自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日）有価証券報告書のうち、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」中「6 コーポレートガバナンスの状況」の記載の一部に誤りがあったため、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況

（訂正前）

監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、監査役が職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

（訂正後）

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。